

平成 28 年

第 2 回市議会定例会 議案第 10 号

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部改正について

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 28 年 6 月 13 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例
第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 6 項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
所」の後ろに「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 87 条中「第 40 条，」を「第 40 条（第 5 項を除く。） ， 」に改
める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所がある場合における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の職務に関する規定の整備等をするため